

標準仕様書

1. 基本的事項

(1) 適用規格

建築基準法、道路交通法、騒音規制法、日本産業規格(JIS)、労働基準法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法、習志野市諸条例及びこれらの関連諸法規

(2) 工事内容

わたり階段更新

既設のわたり階段等を撤去し、点検を目的とした昇降階段を新たに設計し、製作及び設置すること。従って、関連法規に準拠し、本仕様書(図を含む、以下同じ。)に基づき施工計画書を作成し、当局の承認を得たうえで調達、製作及び工事を行うとともに工事完了まで責任を持って監理するものとする。

(3) 提出図書の承認

本工事を施工するにあたっては、あらかじめ企業局監督員の指示のもと、施工計画書を作成し、企業局の承認を得るものとする。

企業局は、受注者から提出された図面及び資料について、その内容を検討の上承認する。ただし、承認後も設計、調達、製作、工事及び検査等に関して受注者の責任は免れない。

(4) 仕様の変更

本仕様書の内容を、工事施工上やむを得ず変更する場合は企業局の承認を得てから行う。

(5) 届出手続き

本仕様書に伴い官公署等への手続きが必要な場合は、受注者において速やかに行うものとし、その経過は遅滞なく企業局監督員に報告するとともに、届出手続きに要した申請書等の写しを提出する。

(6) 提出文書および図面

① 工事請負契約等に係る関係書類作成要領に基づく書類	1 式
② 施工計画書	1 部
③ 竣工図または工事報告書	1 部
④ 工事写真	1 部
⑤ 建設廃材受入承諾書(産業廃棄物処理業許可書の写し添付)	1 部

⑥建設廃材受入証明書(産業廃棄物マニフェストの写し添付)	1部
⑦施工体制台帳	1部
⑧官公署等への必要な手続きに要した申請書の写し	1部
⑨その他必要な書類	1部

2. 検 査

工事完成または必要が生じたときは企業局の検査を受けるものとする。

3. 特記事項

基本的事項

- (1)本工事を施工するときは、主任技術者または、現場代理人(以下「責任者等」という)を常駐させて、安全管理に十分留意するとともに、施設の操業業務とも関連があるので企業局監督員と連絡を密にし、万事疎漏のないようにしなければならない。
また、施設は稼働中であることから、事故等による操業支障をおこさないように、細心の注意を図らなければならない。
- (2)責任者等は本工事を施工するにあたって、あらかじめ本仕様書に記載された事項に対する事前調査を行い、施工計画書を作成すること。
また、工事内容及び不随設備等に疑義が生じたときは、速やかに企業局監督員と協議を行い、その指示に従う
- (3)責任者等は、工事内容を十分に把握し、作業量を検討のうえ、作業員の構成を適切にするとともに十分なる技能を有し、規律正しい作業員を現場に配置し、作業員には作業内容、工法及び手順を明確に説明し指示するものとする。
また、作業員はすべて責任者等の指示に従って作業しなければならない。
- (4)本工事を施工するに際して、保安及び安全には十分留意するとともに労働安全衛生法その他関連諸法規を遵守し、現場に出入りする者全員に対して保安及び安全衛生について教育、周知徹底を図り、事故及び災害の絶無を期するものとする。
- (5)工事現場は現場周辺等を常によく整理整頓し、車両の配置、機械、工具、材料などが工事の妨げにならないようにしなければならない。
- (6)工事場所は、ガス・水道施設であることから火気厳禁に努め、施設内は禁煙とする。
- (7)受注者は、必要に応じて現場事務所、材料置場等を設ける際は、工事に支障の無いようにしなければならない。
- (8)工事施工の日時は、あらかじめ企業局監督員に連絡するものとする。
- (9)工事にあたり危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法令の定めに従い、万全の方策を講じなければならない。
- (10)作業時間は、午前9時から午後5時までの週休2日制とし、原則として土曜、日曜、祝日及び振替休日は作業を行わないこと。

- (11) 工事用電源については、施設の稼働に支障を来すことから支給できないため、受注者にて負担するものとする。
- (12) 受注者は、工事に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた時、または第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を当局監督員に報告しなければならない。
- (13) 豪雨、出水その他天災に対しては、平素から気象予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (14) 施設稼働中での施工であるため、施工にあっては現況の状態及び施工中の影響範囲を十分に確認のうえ、細心の注意を払うこと。

特 記 仕 様 書

1. 工事番号 建8-106
2. 工 事 名 第2給水場南側配水ポンプ室わたり階段更新工事
3. 工事場所 習志野市鷺沼台1-9 第2給水場
4. 工 期 契約日の翌日から105日間

なお、工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間および機器納期	95 日間
工事	5 日間
後片付け	5 日間

5. 工事目的

(週休2日制適用工事)

本工事は、第2給水場ポンプ室に設置しているわたり階段の撤去・更新工事を行うものである。

6. 工事内容

- (1)撤去工事
- (2)取付工事
- (3)その他

7. 使用材料

- (1)ステンレス鋼材(フラットバー)9×200
- (2)ステンレス鋼材(フラットバー)6×40
- (3)ステンレス鋼材(縞鋼板)3.5mm厚
- (4)ステンレス鋼材(溝形鋼)100×50×5
- (5)ステンレス鋼材(プレート)12mm厚
- (6)ステンレス鋼材(プレート) 6mm厚

8. 週休2日制適用工事

- (1)本工事は、週休2日制適用工事(発注者指定方式)である。
- (2)受注者は、原則週休2日制で施工すること。
- (3)週休2日制の実施にあたっては、「習志野市企業局週休2日制適用工事実施要領(営繕工事)」に基づき行うこと。